大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年１２月８日

大和市長　大　木　　哲

大和市規則第５４号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和６２年大和市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第１６条中「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」を「子どものための教育・保育給付等認定変更申請書」に改める。

第２１条第２項中「教育・保育給付認定保護者は、条例第３条第２項各号に掲げる」を「条例第３条第２項各号に掲げる事業による保育を利用する者の保護者は、その」に改め、「の各号に掲げる」の次に「事業の」を加え、同項第１号中「に係る負担額」を「及び一時預かり事業」に改め、「事業による」を削り、同項第２号を削り、同項第３号中「に係る負担額」及び「事業による」を削り、同号を同項第２号とする。

第２２条第４項中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

(2) 施行規則第５８条第４号に掲げる事由に該当する場合

第２２条第５項第２号中「前項第２号」を「前項第３号」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 前項第２号に掲げる場合　当該月の利用者負担額に、当該月に保育の提供がなされなかった日数（２５日を超える場合は、２５日とする。）を２５で除して得た数を乗じて得た額

第２２条第６項中「減免した額」を「第２項の規定により減免した額並びに前項第１号及び第３号に定める額」に、「切り捨てる」を「切り捨て、同項第２号に定める額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げる」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。